奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部改正に対する意見募集

近年、インターネットの普及により、青少年がパソコンや携帯電話等を通じてインターネットを利用する機会が増加しました。インターネットは有益な面がある一方で、青少年にとって、有害な情報の閲覧、個人情報の書き込みなどにより、利用における問題が深刻化しています。特にコミュニティサイトやＳＮＳ等を通じ、事件やトラブルに巻き込まれる危険が増していることから、奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部改正について検討を行い、このたび、奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例案を作成しました。

つきましては、県民の皆さまから、この案に対してのご意見をいただきたく、次のとおり意見募集を実施します。

１　意見募集対象

奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部改正について

２　意見募集期間

令和元年７月４日（木）～　令和元年８月２日（金）１７時

３　公表資料

奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部改正について

４　公表の方法

（１）閲覧（以下の場所で閲覧できます。）

１　県政情報センター（県庁東棟１階）

２　県民お役立ち情報コーナー（県内４ヶ所）

・県立図書情報館　　・奈良県産業会館

・橿原総合庁舎　　・吉野町中央公民館

３　奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課（県庁主棟１階）

（２）県ホームページへの掲載

青少年・社会活動推進課ホームページに掲載:http://www.pref.nara.jp/1649.htm

５　意見の提出方法

「奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部改正について」に対する意見提出である旨を明記し、以下の記載項目を記入した書面を、郵送・ＦＡＸ・メールフォームのいずれかの方法で提出して下さい。

※なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめご了承下さい。

＜記載項目＞

１）提出される方に関する事項

・氏名（企業・団体等の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

・郵便番号、住所（企業・団体等の場合は所在地）

・電話番号、ＦＡＸ番号

※「提出される方に関する事項」は、必要に応じてご意見の具体的な内容について確認させていただくためにご記入いただくものであり、公表いたしません。

２）意見の内容

・該当箇所（どの部分についての意見かわかるようにして下さい。）

・様式は問いません。（様式例は別添のとおりです。）

＜提出先＞

１）郵　送：〒630-8501　奈良市登大路町30
奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課　健全育成係あて

２）ＦＡＸ：0742-27-9574
奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課　健全育成係あて

３）メールフォーム：青少年・社会活動推進課ホームページのメールフォームに
上記の記載項目を記載し、送信して下さい。

６　意見の取扱い

（１）ご提出された意見を参考として、奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部改正を行います。

（２）ご意見の概要とそれに対する県の考え方、本案を修正した場合はその内容について、県のホームページ等において一定期間公表します。

（３）賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なものにつきましては、県の考え方を示さない場合があります。

（４）いただきましたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承願います。

７　問い合わせ先

〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０
奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課　健全育成係
電　話　　０７４２－２７－８６０８（直通）
ＦＡＸ　　０７４２－２７－９５７４